

個人情報保護制度見直しの主な論点と考え方【案】

令和2年5月

I. 総論

- I－I 法の形式及び法の所管（検討の前提）
- I－II 医療分野・学術分野における規制の統一
- I－III 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

II. 定義等の統一

- II－I 個人情報の定義の相違（照合の容易性の扱い）
- II－II 匿名加工情報と非識別加工情報の相違
- II－III 行政機関等における匿名加工情報の取扱い
- II－IV 義務規定及びその例外規定の内容の相違

III. 監視監督・事務処理体制

- III－I 行政機関等に対する監視監督のあり方
- III－II 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い（情報公開・個人情報保護審査会のあり方）

I - I 法の形式及び法の所管（検討の前提）【案】

1. 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律とする。
2. 統合は、個人情報の適正な取扱いに関する官民共通の基本法としての性格を有する現行の個人情報保護法をベースとして、行政機関等の特性に応じた規律（現行の行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法をベースとしたもの）をこれに追加する形で行う。その際、現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡や不整合を可能な限り是正する。
3. 統合後の法律は、個人情報保護委員会が一元的に所管する。すなわち、
 - ① 統合後の法律の執行（報告、立入検査、指導、勧告、命令等）は、個人情報保護委員会が他の機関に委任した場合を除き、個人情報保護委員会が行う。
 - ② 統合後の法律の有権解釈権は、個人情報保護委員会に一元的に帰属する。
 - ③ 統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行う。

以上

I - II 医療分野・学術分野における規制の統一【案】

1. 今般の個人情報保護法制の見直しは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法（以下「保護3法」という。）を統合し、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを一元的に監視・監督する体制を構築しようとするものであるが、その際、保護3法を単に形式的に結合するのではなく、現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡や不整合を可能な限り是正することが求められているのではないか。
2. 現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡は、医療分野・学術分野における個人情報の取扱いに関する規律に最も顕著に表れている。すなわち、医療分野・学術分野では、実質的に同等の立場で個人情報を取得・保有している場合であっても、主体が公的部門（独立行政法人、国立大学等）に属するか、民間部門（私立大学、私立病院、民間企業等）に属するかによって、適用される法律上の規律が大きく異なっており、これが、公的部門と民間部門との垣根を越えた共同研究を躊躇させる一因となっているのとの指摘も見られるところである。
3. このような医療分野・学術分野における規制の不均衡を、現行法の制約下で可能な限り是正するため、政府では、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第1号）等の指針やガイドラインを定め、研究主体が公的部門に属するか民間部門に属するかにかかわらず共通して適用される個人情報の取扱いに関するルールを定めている。
4. しかしながら、このような指針等による規律の平準化という手法には、
 - ① 保護3法で規制の強弱や広狭に差がある場合には、最も強い規制や最も広い規制に全体を揃えざるを得ず、結果として規律の厳格化を招く
 - ② その反面、保護3法の規制を越えて上乘せ式的に課される規律については、裁判規範としての効力や保護3法上のエンフォースメントの手段を欠くといった内在的な問題や限界があり、今般の保護3法の統合（以下「一元化」という。）の機に、より抜本的な形で医療分野・学術分野における規制の不均衡を是正することが求められているのではないか。
5. 一元化の機に医療分野・学術分野における規制の不均衡を抜本的に是正するための方策としては、以下の3案が考えられるのではないか。
 - A 公的部門における規律と民間部門における規律の内容を同一にする。

- B 医療分野・学術分野における個人情報の取扱いについて、公的部門と民間部門に共通で適用される横串的規律を導入する。
- C 医療分野・学術分野の業務を行う主体については、公的部門に属する場合であっても、民間部門と同様の規律を適用する。

6. このうち案Aについては、

- ① 行政主体（国）の広義の内部関係に当たる公的部門における規律と、行政主体と民間事業者との外部関係に当たる民間部門における規律とでは、求められる規律の内容が自ずから異なると考えられること
- ② 規律の強度についても、公的部門における個人情報保護には、行政機関等が公権力を行使して収集した個人情報を特に厳格に保護すべきとの要請が働くと一般に考えられていることを踏まえると、政策的に妥当とは言い難いのではないか。

7. また、案Bについては、

- ① 公的部門と民間部門との縦割りの規律の相違を維持しつつ、更に情報の性質に着目した横串的規律を導入すると、規律が縦横で交錯し、適用関係が複雑化すると想定されること
- ② 横串的規律の具体的な内容についてゼロベースで検討する必要がある、関係者のコンセンサス形成や縦割りの規律との整合性の検討に多大な時間と労力を要すると予想されることから、将来的な選択肢としては引き続き検討に値するものの、今般の一元化の機に採るべき方策としては、現実的とは言い難いのではないか。

8. 以上から、今般の一元化の機に採るべき方策としては、案Cを基本として検討するのが適当ではないか。

9. ここで、現行の独立行政法人等個人情報保護法の規律対象となっている独立行政法人等が、同法の下で行政機関に準じた個人情報保護の規律を受けている経緯を振り返ると、それは、同法の制定過程において、情報公開法制における整理を基本的に踏襲し、

- ① 設立法において、理事長等を大臣等が任命することとされているか
 - ② 法人に対して政府が出資できることとされているか
- を判断基準として、同法の対象法人となる「政府の一部を構成するとみられる法人」が選定されたためである。このような判断基準は、民間部門における個人情報保護法制が未整備・未定着な時期においては、一定の合理性を有していたと考えることもできるのではないか。

10. しかしながら、今日的視点から改めて検討すると、このような判断基準は、政府に対する民主的統制の手段である情報公開法制の適用範囲を画する基準としては合理的であるが、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報保護法制における適用対象の判定基準としては合理的とは言い難く、むしろ、各法人における個人情報の取扱いの実質に着目し、行政機関に準じた規律を適用するのが適当かどうかという観点から、対象法人を選定すべきであったと考えられるのではないか。
11. そこで、今般の一元化の機に、この点の是正を図ることとし、現行の独立行政法人等個人情報保護法の規律対象となっている独立行政法人等のうち、
- ① 民間事業者に類する立場で民間のカウンターパートとの間で継続的なデータ流通を行うもの等、本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの（例：国立研究開発法人、国立病院機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人）については、原則として、民間事業者と同様の規律を適用し、
 - ② 行政機関に準ずる立場で（公権力の行使に類する形で）個人情報を取得・保有するもの（例：行政執行法人、日本年金機構）等、①以外のものについては、行政機関と同様の規律を適用することとしてはどうか。なお、独立行政法人等は、国とは別個の法人格を有する存在であるから、独立行政法人等に対する個人情報保護法制上の規律を、民間事業者に対する規律と同様の行政主体の外部関係として捉えたとしても、法体系上の問題は生じないと考えられるのではないか。
12. ただし、現行の独立行政法人等個人情報保護法における規律のうち、
- ① 本人からの開示等請求に係る規律は、情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有しており、
 - ② 非識別加工情報の提供に係る規律は、公的部門が有するデータを広く民間事業者に開放し活用を促すオープンデータ政策としての性格を有しているため、一元化後においても、これらの規律については、現行法制と同様、全ての独立行政法人等を行政機関に準じて扱うこととしてはどうか。
13. なお、医療分野・学術分野の業務を行う公的部門の主体としては、国に直属する医療機関や研究機関も少数ながら存在する。これらの機関については、民間事業者と原則として同様の規律を適用することの必要性・許容性を、個々の機関の性格を踏まえて個別に検討することとしてはどうか。

以上

一元化後の個人情報保護法の構成（イメージ）

第一章 総則

- ⇒ 医療分野・学術分野の独立行政法人等を「特定独立行政法人等（仮称）」として定義
- ⇒ 「行政機関等」を「現行法の行政機関」＋「現行法の独立行政法人等」－「特定独立行政法人等」として定義
- ⇒ 個人情報取扱事業者に「特定独立行政法人等」を含める

第二章 国及び地方公共団体の責務等

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

- ⇒ 開示、訂正及び利用停止並びに匿名加工情報の作成等に係る規定の適用対象から「特定独立行政法人等」を除外

第五章 行政機関等の保有する個人情報の保護等【追加】

第一節 行政機関等における個人情報の取扱い

- ⇒ 適用対象は「行政機関等」

第二節 開示、訂正及び利用停止

- ⇒ 適用対象は「行政機関等」＋「特定独立行政法人等」

第三節 匿名加工情報の提供

- ⇒ 適用対象は「行政機関等」＋「特定独立行政法人等」

第六章 個人情報保護委員会

第七章 雑則

第八章 罰則

I－II別紙 「特定独立行政法人等（仮称）」の範囲の考え方【案】

1. 現行の独立行政法人等個人情報保護法の規律対象となっている独立行政法人等が、同法の下で行政機関に準じた個人情報保護の規律を受けている経緯を振り返ると、それは、同法の制定過程において、情報公開法制における整理を基本的に踏襲し、
 - ① 設立法において、理事長等を大臣等が任命することとされているか
 - ② 法人に対して政府が出資できることとされているかを判断基準として、同法の対象法人となる「政府の一部を構成するとみられる法人」が選定されたためである。このような判断基準は、民間部門における個人情報保護法制が未整備・未定着な時期においては、一定の合理性を有していたと考えることもできるのではないか。
2. しかしながら、今日的視点から改めて検討すると、このような判断基準は、政府に対する民主的統制の手段である情報公開法制の適用範囲を画する基準としては合理的であっても、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報保護法制における適用対象の判定基準としては合理的なものとは言い難いのではないか。そもそも、
 - 情報公開や公文書管理のような公的部門に固有の規律をどこまで独立行政法人等にも及ぼすかという問題と、
 - 労働者保護や個人情報保護のような官民共通の課題について、行政機関の特性に応じた特則的規律をどこまで独立行政法人等にも及ぼすかという問題は、性質の異なる問題であり、前者の基準を後者に適用すべき理由は今日では基本的に存在しないと言うべきではないか。そこで、今般の一元化の機に、この点の是正を図ることとしてはどうか。
3. ここで、仮に全くのゼロベースで制度を設計するのだとすれば、
 - 個人情報保護法制においても労働法制と類似の考え方を採用し、
 - 独立行政法人等については、行政執行法人等の公権力の行使に類する業務を行う法人を除き、民間の個人情報取扱事業者と同様の規律を適用する、という整理もあり得るところではないか。
4. しかしながら、今般の改正は、個人情報保護法制全体をゼロベースで再構築するものではなく、保護3法の本化の機に、現行法制下で顕在化している不均衡を可能な限り是正することを目指すものであるから、不均衡が顕在化していない分野の独立行政法人等に対する規律まで変更する必要はなく、規律を変更すれば必然的に一定の対応コストが発生することも踏まえれば、規律

を変更する独立行政法人等の範囲は、現に不均衡が顕在化している法人に限ることとしてはどうか。

5. 現在、民間部門との規制の不均衡が顕在化している独立行政法人等は、
- ア 民間部門において同種の業務を行う法人が存在し
 - イ 当該法人との間で、個人情報を含むデータの流通が継続的に行われている独立行政法人等であり、国においては、具体的には、医療分野と学術分野の独立行政法人等がこれに該当すると考えられるのではないか。

6. そこで、今般の一元化の機に原則として民間の個人情報取扱事業者と同様の規律を適用すべき独立行政法人等（「特定独立行政法人等（仮称）」）としては、医療分野と学術分野の独立行政法人等を選定することとし、具体的には、以下の法人を対象とすることを原案として、関係省庁等と調整を行うこととしてはどうか。

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 地域医療機能推進機構
- ・ 労働者健康安全機構
- ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
- ・ 放送大学学園

7. その上で、これら以外の独立行政法人等についても民間の個人情報取扱事業者と同様の規律を適用すべきとの意見が関係省庁等から具体的な理由とともに示された場合には、上記「ア」及び「イ」の基準に照らし、その適否を判断することとしてはどうか。

8. その際、仮に、ある独立行政法人等が、
- 上記「ア」及び「イ」の基準を充たす業務と
 - 公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務
- の双方を行っているとは判明した場合には、当該独立行政法人等については、前者の業務に対してのみ、民間の個人情報取扱事業者と同様の規律を適用することも含めて検討することとしてはどうか。

以 上

I - II 【別案】医療分野・学術分野における規制の統一

1. 基本的な考え方について

1. 独立行政法人等は、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある公共的性格の強い事務事業を確実に実施させるため、国の一定の関与の下、法律に基づき数を限定して設立されるものである。
2. このような公共的な事務事業を担う法人の性格を踏まえると、独立行政法人等については、基本的には行政機関と同等の規律を適用することとしつつ、民間のカウンターパートと同等の規律を適用することが必要な部分について、民間と同等の規律を適用する方法も考えられるのではないか。
3. 具体的には、①民間のカウンターパートとの間で継続的な個人データ流通を伴う業務と②それ以外の業務（内部管理事務を含む。）に分類し、かつ、個人情報保護のための義務を、㊦データ流通に関する義務（例：利用目的の特定、第三者提供の制限）と、㊧それ以外の義務（例：安全確保措置、開示等請求権）に分類した上で、①&㊦の領域について、民間のカウンターパートと同等の規律を適用し、それ以外の領域については、引き続き行政機関並びの規律を適用することが考えられる。
この場合、監督の在り方については、公共的な事務事業を担う法人の性格を考慮し、公的機関並びとするのが適当ではないか。
4. なお、医療分野・学術分野の独立行政法人等の中にも、以下のような業務を担っているものがあることから、業務単位での分類は必要ではないか。
 - ①主務大臣による恒常的な関与等が想定される事務
 - ・立入検査等の事務（農業・食品産業技術総合研究機構、水産研究・教育機構、産業技術総合研究所、労働者健康安全機構）
 - ・がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録データベースの整備等の実施に関する事務（国立がん研究センター）
 - ・賃金の支払の確保等に関する法律に基づく未払賃金の立替払事業（労働者健康安全機構）
 - ・特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律に基づく特定先端大型研究施設の建設（開発）、維持管理・共用業務（理化学研究所、日本原子力研究開発機構）

②医療分野・学術分野に関連する業務以外の業務

- ・森林保険法に基づく森林保険業務（森林研究・整備機構）
- ・助成金・補助金交付業務（日本医療研究開発機構、情報通信研究機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構）
- ・債務保証業務（情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構）

8

2. 規律の適用関係について

独立行政法人等が、民間のカウンターパートとの間で継続的な個人データの流通を伴う業務を行う場合には、民間のカウンターパート並び（個人情報保護法）・行政機関並び（独立行政法人等個人情報保護法）の規律を、例えば以下のように適用することが考えられるのではないか。

個人情報保護の義務	備考
1. 民間のカウンターパート並びの規律を適用するもの	
利用目的の変更・利用目的による制限 (独3条、個15,16条)	個人データの円滑な流通のため、民間のカウンターパート並びの規律を適用。
適正な取得 (独5条、個17条)	
第三者提供 (独8条、個23条)	
2. 行政機関並びの規律を適用するもの	
正確性の確保 (独6条、個19条) 安全確保措置 (独7条、個20条)	公共的な事務事業を行う立場として、行政機関と同等の水準を確保する観点から、行政機関並びの規律を適用。 (行政機関等については、データベース等を構成する情報に加え、散在情報も規律の対象としている点を配慮。)
開示・訂正・利用停止 (独4章1～3節、個28～34条) 不服申立て (独4章4節)	情報公開法制と密接な関連を有し、平仄を取る必要。また、国民の権利利益の保護のため、行政不服審査法に基づく適正な不服申立手続を保障する必要。
非識別加工情報の提供 (独4章の2、個4章2節)	オープンデータ政策の一環と位置付けられる。
監督 (独48条、48の4～48の7条 個4章3節)	法人の公的性格に鑑みると、民間事業者と全く同じ立場ではなく、公的部門並びの監督を受けるのが適切ではないか。

(注) 独は、独立行政法人等個人情報保護法を、個は、個人情報保護法を指す。

3. 業務の分類、管理の区分について

1. 民間のカウンターパートと同等の規律を適用することが必要な部分について民間と同等の規律を適用する方法を採る場合、各独立行政法人等の設置法では、当該法人の業務の類型を踏まえて業務範囲が整理されていることを踏まえれば、こうした設置法上の業務範囲に即して、民間のカウンターパートとの間で継続的な個人データ流通を伴う業務を分類・特定していくことが基本になるのではないかと。
2. また、民間のカウンターパートとの間で継続的な個人データ流通を伴う業務を行うに際しては、データベース化された個人情報のやり取りが通常想定されること、個人情報保護法では、個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）を対象に第三者提供の制限の規律を課していることから、「個人情報ファイル」（個人情報保護法の個人情報データベース等に相当）単位で区分し、管理していくことが基本になるのではないかと。

以 上

I-III 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）【案】

1. 現行の個人情報保護法（以下本節において「法」という。）は大学等の学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を法の各種義務全体の適用除外としており（法第76条第1項第3号）、これが、日本の学術研究機関に移転された個人データにGDPRに基づく充分性認定が適用されない理由となっている。
2. そこで、一元化を機に、学術研究に係る適用除外規定を見直し、学術研究機関に移転された個人データについてもGDPRに基づく充分性認定を適用可能とするための素地を作ることとしてはどうか。
3. 具体的には、以下のような方向性を基本として、学術研究に係る適用除外規定の精緻化を図ることとしてはどうか（条文は改正イメージ）。

- ① 法の各種義務全体の適用除外（法第76条）から、学術研究に係る規定を削除する。

（適用除外）

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- ~~三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
学術研究の用に供する目的~~

- 三 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 四 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2・3 （略）

- ② 利用目的による制限（法第16条）及び要配慮個人情報の取得制限（法第17条第2項）に、学術研究に係る例外規定を追加する。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当

該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 専ら統計の作成のために当該個人情報を取り扱う場合（⇒⑥を参照）

六 当該個人情報取扱事業者が大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者（以下「学術研究機関等」という。）である場合であって、当該個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるとき。

（適正な取得）

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を取得する目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるとき。

七 六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

③ データ内容の正確性の確保等（法第19条）、安全管理措置（法第20条）等については、個人の権利利益の保護の観点からは学術研究目的であるとしても一定の措置は講じられるべきであると考えられ、学術研究の特性を踏まえた規定の解釈により具体的な不都合は回避し得ると考えられることから、学術研究に係る例外規定は置かない。

④ 第三者提供の制限（法第23条）については、学術研究機関における学術研究の自由を確保するという適用除外規定の趣旨を踏まえ、学術研究目的で

の個人データの第三者提供のうち、(ア) 提供先が学術研究機関である場合及び(イ) 学術研究機関が個人データの提供先と共同で学術研究を実施する場合を例外とする(⇒【別紙1】)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該第三者が専ら統計の作成のために当該個人データを利用する場合 (⇒⑥を参照)

六 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを利用する目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるとき。

七 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを提供する目的の全部又は一部が当該個人情報取扱事業者と当該第三者とが共同して行う学術研究の用に供する目的であるとき。

2～6 (略)

⑤ 保有個人データの開示等(法第28条から第34条まで)、苦情の処理(法第35条)及び匿名加工情報の取扱い(法第36条から第39条まで)については、個人の権利利益の保護の観点からは学術研究目的であるとしても一定の措置は講じられるべきであると考えられ、既に置かれている一般的な例外規定の適用により具体的な不都合は回避し得ると考えられることから、学術研究目的に係る例外規定は置かない。

⑥ 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法では統計作成目的での個人情報の利用・提供が学術研究目的と並ぶ条文上の例外として明記されていることを踏まえ、一元化の機に、個人情報取扱事業者に対する規律としても明記する(なお、統計作成目的での個人情報の加工が利用目的の制限(法第16条)に反しないことは現行法の解釈としても示されている)。

<参考>

●独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために

保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3・4 （略）

- ⑦ 「学術研究目的」かどうかの判断基準を明確化するため、学術研究機関が自主的に策定した指針に則って行われた個人情報の取扱いについては、学術研究目的で行われたものと推定する旨の規定を置く（⇒【別紙2】）。

以上

I－Ⅲ別紙1 学術研究目的での個人データの第三者提供の扱い【案】

1. 学術研究目的での個人データの第三者提供については、
 - ① 学術研究機関（大学等）が他の学術研究機関に個人データを提供する場合
 - ② 学術研究機関が学術研究機関以外の者（民間企業等）に個人データを提供する場合
 - ③ 学術研究機関以外の者が学術研究機関に個人データを提供する場合の3つの場合を区別することができる。
2. 現行法の適用除外規定（法第76条第1項第3号）における規律を一元化後も形式的に維持するとすれば、①及び②を第三者提供の制限の例外とし、③は例外としないこととなる。
3. しかしながら、適用除外規定の趣旨が、学術研究機関における学術研究の自由を確保する点にあることからすれば、本来、③についても例外とすべきとも考えられるのではないかと（法第43条第2項参照）。
4. また、一元化後は、安全管理措置（法第20条）や保有個人データの開示等（法第28条から第34条まで）の規定を学術研究機関にも適用するのであれば、③の場合を例外としても、これらの点では個人の権利利益の保護に欠けるところはないと考えられるのではないかと。
5. 更に、現行法の解釈として、主として③の場合を想定して、「民間企業や私立病院等であっても、（学術研究機関との）1つの主体とみなすことができる共同研究に属する者と認められる場合には、学術研究の目的に個人情報等を利用する限りにおいて、（法の適用除外が適用される結果として）法第4章の規定は適用されない」との見解が示されているが、法における各種義務が「個人情報取扱事業者」を名宛人としており、個人情報取扱事業者が（法人である場合には）法人格を単位として識別される存在であることに鑑みると、やや文理を離れた解釈であることは否定できず、一元化の機に、ルールの根拠の明確化を図ることとしてはどうか。
6. したがって、一元化後の法においては、③についても第三者提供の制限の例外として規定することとしてはどうか。
7. 他方、②については、現行法は一律に例外としているが、本来、以下の3つの場合を区別して考える必要があるのではないかと。

- ②A 専ら提供先が個人データを利用した研究を実施する場合
- ②B 提供元が実施する研究を補助させる目的で個人データを提供する場合
- ②C 提供元と提供先が共同で個人データを利用した研究を実施する場合

8. このうち、②Aについては、学術研究機関における学術研究の自由を確保するという適用除外規定の趣旨からすれば、本来、例外とする必要性の乏しい場合であり、民間企業等において実施される研究活動を学術目的のものと学術目的以外のものに区別することが困難であることからしても、例外としないのが適当ではないか。

9. また、②Bについては、本来、個人データの取扱いの委託（法第23条第5項第1号）として処理すべき場合ではないか。

10. したがって、一元化後の法においては、②については、②Cのみを第三者提供の制限の例外として規定することとしてはどうか。

11. 以上を総合すると、一元化後の法においては、学術研究目的での個人データの第三者提供については、
ア 個人データの提供先が学術研究機関である場合
イ 学術研究機関が個人データの提供先と共同で学術研究を実施する場合
の2つの場合を例外として規定することとしてはどうか。

以 上

I－Ⅲ別紙2 学術研究目的の判断基準の明確化【案】

1. 現行の個人情報保護法は、学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を法の義務全体の適用除外とする反面、学術研究機関に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表する努力義務を課している（法第76条第3項）。
2. 今般、学術研究に係る適用除外規定を見直したとしても、一部の規定について学術研究機関を例外扱いすることは変わらないことから、これとの均衡上、学術研究機関に対しては、引き続き一定の自主的措置を講ずることを求めることが適当ではないか。
3. 一方、現行の個人情報保護法における学術研究に係る適用除外規定（法第76条第1項第3号）及び現行の独立行政法人等個人情報保護法等における学術研究目的の例外規定（独個法第9条第2項第4号等）については、多くの研究者から、「学術研究目的かどうかの判断が難しい」との意見が寄せられており、今般の改正の機会に、判断基準の明確化を図ることとしてはどうか。
4. そこで、学術研究機関の自主性・自律性を最大限に尊重しつつ学術研究目的の判断基準の明確化を図るため、
 - ① 学術研究機関に対し、研究活動における個人情報の取扱いに関する指針を単独で又は他の学術研究機関と共同して定めることを努力義務として求めるとともに、
 - ② 個人情報の取扱いが当該指針に則って行われている場合には、当該個人情報の取扱いは学術研究目的で行われたものと推定する旨の規定を置くこととしてはどうか（条文は改正イメージ）。

（適用除外）

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

~~三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
学術研究の用に供する目的~~

三 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

四 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

4 学術研究機関等である個人情報取扱事業者等は、学術研究の発展と個人情報等の保護との両立を図る観点から、個人情報等を利用した研究の適正な実施のための指針を単独で又は共同して定め、その内容を公表するよう努めなければならない。

5 学術研究機関等による個人情報の取扱いが前項の指針に適合しているときは、当該取扱いは学術研究の用に供する目的で行われたものと推定する。

<参考> 2018年英国データ保護法

SCHEDULE

PART 5

Exemptions etc based on Article 85(2) for reasons of freedom of expression and information

Journalistic, academic, artistic and literary purposes

26(1) In this paragraph, "the special purposes" means one or more of the following—

- (a) the purposes of journalism;
- (b) academic purposes;
- (c) artistic purposes;
- (d) literary purposes.

(2) Sub-paragraph (3) applies to the processing of personal data carried out for the special purposes if—

- (a) the processing is being carried out with a view to the publication by a person of journalistic, academic, artistic or literary material, and
- (b) the controller reasonably believes that the publication of the material would be in the public interest.

(3) The listed GDPR provisions do not apply to the extent that the controller reasonably believes that the application of those provisions would be incompatible with the special purposes.

(4) In determining whether publication would be in the public interest the controller must take into account the special importance of the public interest in the freedom of expression and information.

(5) In determining whether it is reasonable to believe that publication would be in the public interest, the controller must have regard to any of the codes of practice or guidelines listed in sub-paragraph (6) that is relevant to the publication in question.

(6) The codes of practice and guidelines are—

- (a) BBC Editorial Guidelines;
- (b) Ofcom Broadcasting Code;
- (c) Editors' Code of Practice.

(7) The Secretary of State may by regulations amend the list in sub-paragraph (6).

以上

Ⅱ－Ⅰ 個人情報の定義の相違（照合の容易性の扱い）【案】

1. 検討の方向性

1. 個人情報保護法における個人情報（1号個人情報）が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されているのに対し、行政機関個人情報法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下「行政機関個人情報保護法等」という。）における個人情報（1号個人情報）は「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されている。
2. このように、公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なる結果、同じ情報であっても公的部門で取り扱うか民間部門で取り扱うかによって個人情報に該当するかどうか異なり得ることとなっている。このような事態は、国民の目から見て極めて分かりにくく、かつ、公的部門と民間部門との間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、両部門の定義を統一する方向で検討することが適当ではないか。
3. この場合において、定義の統一を図るための方策としては、以下の3案が考えられるのではないか。
 - A 現行の個人情報保護法の定義に揃える（容易照合可能性で統一する）
 - B 現行の行政機関個人情報法等の定義に揃える（照合可能性で統一する）
 - C 新たな定義を考案する
4. このうち案Cについては、新たに考案する定義の内容について関係者のコンセンサスを形成することや、考案された定義と従来解釈・説明との関係を整理することに多大な時間と労力を要すると想定されることから、将来的な選択肢としては引き続き検討に値するものの、今般の一元化の機に採るべき方策としては、現実的とはいえないのではないか。
5. また、案Aと案Bを比較した場合、案Aの方が、定義を変更することにより直接の影響を受ける関係者の数が遙かに少ないという点で（案Bの方が、定義を変更することにより直接の影響を受ける関係者の数が遙かに多いという点で）、案Aに明らかな優位性が認められるのではないか。
6. したがって、今般の一元化の機に採るべき方策としては、案Aを基本として

検討するのが適当であり、その前提で、従来の解釈・説明との関係を整理していくことが適当ではないか。

2. 従来の解釈・説明

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることについては、従来、以下の2つの観点からの説明が与えられてきた。
 - ① 公的部門と民間部門との規制の強度の差異に着目した説明
 - ② 公的部門の個人情報保護法制が、情報公開法制と密接に関連していることに着目した説明
2. このうち①は、公的部門における個人情報保護には、行政機関等が公権力を行使して収集した個人情報を特に厳格に保護すべきとの要請が働くと一般に考えられていることを背景とした説明であり、公的部門では、照合の容易性を個人情報該当性の要件としないことによって、民間部門よりも広い情報を保護対象としているとの説明である。
3. より具体的には、個人情報保護法における容易照合性の解釈として「通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な場合は、一般に容易に照合することができない状態である」との解釈が示されていることとの対比から、行政機関個人情報保護法等においては、他の機関への照会を要する場合等であっても個人情報に該当し得ると説明するものである。
4. これに対し②は、公的部門の個人情報保護法制が、情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面（情報公開法制において不開示となる「個人に関する情報」が、個人情報保護法制における「個人情報」として本人に開示されると期待されている側面）を有していることを背景とした説明であり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法における「個人に関する情報」が照合の容易性を要件としていないことから、これとの整合性を図るため、行政機関個人情報保護法等における「個人情報」についても照合の容易性を要件としていないと説明するものである。
5. この場合において、
 - 個人情報保護法における容易照合可能性が、個人識別性のないデータ（例：商品購入履歴のリスト）と個人識別性のあるデータ（例：顧客リスト）に共通のIDを割り振ることで事業者がその気になれば一つのデータベースと

して運用できる場合を典型例として想定しているのに対し、

- 行政機関情報公開法や独立行政法人等情報公開法における照合可能性は、開示される文書（例：体罰事件の記録）と別途入手可能な文書（例：学校要覧）を閲覧者が手元で組み合わせると開示される文書が誰についての記述かが判明する場合を想定している

ことから、容易照合可能性と照合可能性の関係は、程度の差というよりも、それぞれ異なる文脈の基準であると位置付けられることとなる。

3. 整理の考え方

1. 以上の説明のうち、まず、①の観点からの説明を意識した場合、一元化後の法における定義を現行の個人情報保護法の定義に揃える（容易照合可能性で統一する）ことが、公的部門において保護の対象となる情報の範囲を狭め、公的部門における規制の強度を弱めるものとして受け止められないかが問題となる。

2. この点については、このような受け止められ方を避けるため、一元化の機会に、以下のような形で、政府の解釈を精査し、明確化することが適当ではないか。

ア 近年のIT化の進展により、通常の業務従事者の能力で照合できる範囲が格段に拡大しており、組織内に照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、意図をもって照合しようと思えばできる限り、容易に照合できると評価し得る。

イ 行政機関等は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関等に存在する場合であっても、法令上照合が禁止されておらず、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。

ウ したがって、一元化後の法における容易照合可能性は、行政機関等との関係では、行政機関個人情報保護法等における照合可能性と（後述する匿名加工情報を非個人情報と整理するという点を除けば）違いがなく、行政機関等において保護の対象となる情報の範囲に実質的な変更はない。

3. 次に、②の観点からの説明を意識した場合、一元化後の法においても、公的部門の個人情報保護法制が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有するという事情は変わらないことから、一元化後の法における定義を現行の個人情報保護法の定義に揃えることが、情報公開法制と

の整合性を失わせることとならないかが問題となる。

4. この点については、情報公開法制との整合性が問題になるのは行政機関等に対する開示等請求権に係る規定に限られることから、一元化後の法においても、これらの規定の対象となる情報に限っては、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」ことを条文上明記し、情報公開法制の文脈での照合可能性が認められる情報が引き続き開示等請求権の対象となることを明らかにすることが適当ではないか。

以 上

Ⅱ－Ⅱ 匿名加工情報と非識別加工情報の相違【案】

1. 検討の方向性

1. 個人情報保護法における「匿名加工情報」と行政機関個人情報保護法等における「非識別加工情報」は、情報の内容としては同じ（個人情報に対して同じ基準に従って加工を行ったもの）であるにもかかわらず、別の名称が与えられている。
2. これは、平成28年に行政機関個人情報保護法等の改正が行われた際の内閣法制局審査の過程において、
 - 個人情報保護法における「匿名加工」が個人情報を非個人情報化して外部に提供する仕組みであるのに対し、
 - 行政機関個人情報保護法等における「非識別加工」は個人情報を個人情報としての性質を部分的に残したまま外部に提供する仕組みであることから、両者を名称の上でも区別するのが適当であると整理されたためである。
3. しかしながら、国民の目から見ると、同じ内容の情報が民間部門で取り扱われるか公的部門で取り扱われるかによって異なる名称で呼ばれるというのは極めて分かりにくく、一元化の機に、名称を統一する方向で検討することが適当ではないか。

2. 従来の解釈・説明

1. 匿名加工と非識別加工は、同じ加工であるにもかかわらず、前者は個人情報を非個人情報化するが、後者は個人情報を（完全には）非個人情報化しない。従来、この点については、以下の2つの観点からの説明が行われてきた（内閣法制局に対しては、②の観点からの説明が行われている）。
 - ① 識別行為禁止義務の有無に着目した説明
 - ② 個人情報の定義の相違に着目した説明
2. このうち①は、いわゆる提供元基準を前提に、
 - 個人情報保護法では、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者に対して識別行為禁止義務（個情法第36条第5項）が課される結果、加工後の情報は加工元の個人情報等との容易照合可能性を失い、非個人情報化されるが、
 - 行政機関個人情報保護法等では、非識別加工情報を作成した行政機関等に対して識別行為禁止義務は課されないため、加工後の情報は加工元の個人情

報等との照合可能性を完全には失わず、個人情報としての性質を維持すると説明するものである。

3. これに対し②は、個人情報保護法における個人情報が容易照合可能性を要件とするのに対し、行政機関個人情報保護法等における個人情報が照合可能性を要件とすることに着目した説明であり、
 - 匿名加工（非識別加工）は、加工後の情報による個人の識別を不可能にするが、加工後の情報と、加工過程で個人情報から削除された記述や加工の方法に関する情報等（以下「削除記述等」という。）を照合した場合には、個人の識別が可能となる（個人識別性が復活する）との理解を前提に、
 - 加工後の情報のみを有する者が、削除記述等を外部から入手してこれと加工後の情報とを照合することは「容易に可能」ではないが、「可能」であるため、
 - 加工後の情報は、個人情報保護法との関係では非個人情報だが、行政機関個人情報保護法等との関係ではなお個人情報であると説明するものである。
4. この場合において、いわゆる提供元基準における（容易）照合可能性の判断基準者は匿名加工情報（非識別加工情報）の作成者・提供者であり、作成者・提供者は（加工元の個人情報等を自ら破棄しない限り）削除記述等を当然に有しているのではないかとの疑問が生じる。この点を総合的に理解しようとするれば、②の観点からの説明は、そもそも加工後の情報の提供先における（容易）照合可能性を問題にしていると考えられることとなる。

3. 整理の考え方

1. 「匿名加工情報」と「非識別加工情報」という異なる名称が使われているのは専ら法制上の経緯・理由によるものであるから、基本的には、内閣法制局に対して行われた②の観点からの説明を前提として、名称の統一に向けた考え方を整理することが適当ではないか。
2. 具体的には、
 - 一元化後の法では、個人情報の定義を容易照合可能性を要件とするものに統一するところ、
 - 加工後の情報のみを有する者が、削除記述等を外部から入手してこれと加工後の情報とを照合することは「容易に可能」ではないため、
 - 一元化後の法では、加工後の情報は、民間部門でも公的部門でも個人情報

には該当せず、

○ したがって、名称も「匿名加工情報」に統一すると整理することが適当ではないか。

3. なお、仮に①の観点からの説明を前提として名称を統一する理由を整理するとすれば、単に「国民の目から見た分かりやすさの観点を優先して名称を統一した」と整理することとなるのではないか。

以 上

Ⅱ－Ⅲ 行政機関等における匿名加工情報の取扱い【案】

1. 現行法の規律

1. 現行の行政機関等における非識別加工情報の取扱いに関する規律は、平成28年の行政機関個人情報保護法等改正の際の内閣法制局審査での整理に基づき、非識別加工情報が個人情報であることを前提としたものとなっている。
2. 具体的には、まず、行政機関等による非識別加工情報の作成・提供は、他の個人情報の利用・提供と同様、原則として、利用目的の範囲内でのみ可能であることが前提とされており（行個法第8条第1項、第44条の2第2項等）、行個法第4章の2等が定める提案募集手続は、当該手続に従った非識別加工情報の作成・提供を「法令に基づく場合」として例外的に許容するものと位置付けられている（行個法第44条の2第1項等）。
3. その結果、行政機関等が提案募集手続に拠らずに自発的に非識別加工情報を作成するためには、
 - 原則として、当該作成が利用目的の範囲内である必要があるが、
 - 非識別加工情報の作成それ自体を利用目的として掲げていることは稀有であるため、
 - 他の利用目的の中で当該非識別加工情報の作成を読むことができるかをケースバイケースで判断することとなる。
4. なお、民間部門では「匿名加工情報の作成」には当たらないと整理されている安全管理措置の一環としての匿名加工（非識別加工）については、公的部門では、相当な理由のある内部利用（行個法第8条第2項第2号等）として許容されるものと解される（ただし、この解釈が公式に示されたことはない）。
5. また、行政機関等による匿名加工情報の取得は、他の個人情報の取得と同様、原則として、利用目的の範囲内でのみ可能である（行個法第3条第2項）。この場合も、匿名加工情報の取得それ自体を利用目的として掲げている場合を除いて、他の利用目的の中で匿名加工情報の取得を読むことができるかをケースバイケースで判断することとなる。
6. なお、現行法は、行政機関等が民間事業者等から匿名加工情報を取得した場合の安全管理措置や識別行為禁止については規定を置いていない。これは、

- 行政機関等は、自らが取得した匿名加工情報と当該匿名加工情報を作成した民間事業者等が保有する削除記述等を照合可能であるため、
- 匿名加工情報は当該行政機関等においては個人情報に該当し、個人情報の管理についての規律（行個法第6条等）が適用されると考えられているためである。

2. 改正の方向性

1. 今般、匿名加工情報を行政機関等においても非個人情報であると整理した場合、規律の前提が変わるため、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する規律を見直す必要があるのではないか。
2. 具体的には、行政機関等による匿名加工情報の「作成」「取得」「提供」のそれぞれについて、匿名加工情報が非個人情報である前提で、法律上のルールを再構成する必要があるのではないか。
3. まず、「作成」については、匿名加工情報の作成それ自体が個人の権利利益を侵害する危険性はなく、行政機関等が保有個人情報に対する安全管理措置の一環として匿名加工情報を作成することが必要な場合もあり得ることから、柔軟な取扱いを認めるべきであり、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な範囲内であれば、作成を認めることが適当ではないか（第A条第1項）。
4. なお、前述のように、安全管理措置の一環として匿名加工情報の作成については、相当な理由のある内部利用（行個法第8条第2項第2号等）として許容されると解することも可能であるが、匿名加工情報の取扱いに関するルールを明確化する観点から、明文の規定を置くこととしてはどうか。
5. 次に、「取得」についても、行政機関等（特に独立行政法人等）が民間事業者等から匿名加工情報を取得して業務を遂行することが必要な場合もあり得ることから、柔軟な取扱いを認めるべきであり、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な範囲内であれば、取得を認めることが適当ではないか（第L条第1項）。
6. その際、匿名加工情報は非個人情報であるという前提で、民間の匿名加工情報取扱事業者に準じた識別行為禁止義務及び安全管理措置義務を課すことが適当ではないか（第L条第2項及び第3項）。なお、民間部門では努力義務とされている安全管理措置義務についても、公的部門における匿名加工情報の

適正管理への信頼を確保する観点から、義務として規定することが適切ではないか。

7. 他方、「提供」については、現行法が非識別加工情報の提供を公平かつ適正に実施するための手続として提案募集から契約締結に至る一連の手続を定めていることを踏まえれば、一元化後においても当該手続に従った提供を原則とすべきであり、行政機関等が匿名加工情報を外部に提供できるのは、
- ア 提案募集手続を経て契約を締結した者に提供する場合
 - イ 法令の規定に基づく場合
 - ウ 加工元の個人情報の提供が可能な場合
- に限られるとするのが適切ではないか（第A条第2項）。

8. 以上に加えて、今般の一元化の機に、主として規律の明確化の観点から、以下の3点について、規律を整理することとしてはどうか。

① 現行法は、「非識別加工情報」のほか、「行政機関非識別加工情報」「行政機関非識別加工情報ファイル」「行政機関非識別加工情報取扱事業者」等の定義を置き、これらの定義の中で、非識別加工の対象となる保有個人情報の範囲や提案募集の対象となる個人情報ファイルの範囲を限定しているが（行個法第2条第9項から第11項まで等）、これらを、どの段階で何が限定されるかより明確となるよう、行政機関等の行為規範として規定する（第A条第3項及び第C条各号）。

- ② 現行法は、提案募集の対象となる個人情報ファイル等の個人情報ファイル簿への記載を義務付けているが（行個法第44条の3、第44の11等）、
- 事業者は、各行政機関等の個人情報ファイル簿ではなく、個人情報保護委員会が設置する総合案内所や各行政機関等が行う提案募集の公示を見て提案を行うかどうかを判断している実態があること
 - 一元化後は、特定独立行政法人等（仮称）は個人情報ファイル簿の作成・公表義務を負わないが、特定独立行政法人等（仮称）も匿名加工情報に係る提案募集は行う必要があること
 - 加工元情報の本人に対する透明性は、別途、提案募集の対象となる個人情報ファイル等及び作成された匿名加工情報の概要の公表を義務付けることで担保し得ること

から、個人情報ファイル簿への記載は任意とする（第C条及び第H条）。

- ③ 現行法は、情報公開法第5条第2号ただし書に規定する情報（法人等に関する情報のうち、一般的には不開示情報に該当するが、公益的理由から例外的に開示対象となるもの）も、非識別加工の対象に概念上は含まれ得ることを前提に、当該情報を非識別加工して提供する場合には、手続保障の観点か

ら、当該法人等に対して意見書提出の機会を与えることを義務付けている（行個法第44条の8が準用する情報公開法第13条第2項）。

しかしながら、非識別加工情報（一元化後は匿名加工情報）の提供制度は、行政機関等が保有する大量の個人情報を形式的な基準に基づいて定型的に加工し、民間事業者に提供することを企図するものであり、個々の保有個人情報について開示の公益的な必要性を個別に判断したり、当該必要性の判断のため、逐一、第三者の意見を聴取したりすることは、制度の本来的な趣旨にそぐわない側面がある。

そこで、情報公開法第5条第2号ただし書に規定する情報も他の不開示情報と同様に加工元情報から予め削除することとした上で（第A条第3項）、第三者への意見聴取は全て任意とする（任意での第三者意見聴取は規定が無くとも実施可能であるため、第三者への意見聴取に係る規定は廃止する）。

以 上

第5章第3節（行政機関等における匿名加工情報の取扱い）の条文イメージ

（匿名加工情報の作成及び提供）

第A条 行政機関は、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で、行政機関等保有個人情報
報を加工して匿名加工情報を作成することができる。

- 2 行政機関は、次に掲げる場合を除くほか、匿名加工情報を外部に提供してはならない。
 - 一 第G条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者に当該契約に定められた匿名加工情報を提供する場合
 - 二 法令の規定に基づく場合
 - 三 この法律の規定に従い行政機関等保有個人情報を提供することができる場合において、当該行政機関等保有個人情報を加工して作成した匿名加工情報を提供するとき。
- 3 行政機関は、外部に提供する目的で匿名加工情報を作成する場合において、その作成に用いる行政機関等保有個人情報に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、当該行政機関等保有個人情報から当該不開示情報に該当する部分を除いた後でなければ、匿名加工情報を作成してはならない。
- 4 行政機関は、外部に提供する目的で匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる行政機関等保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該行政機関等保有個人情報を加工しなければならない。
- 5 前項の規定は、行政機関から匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合に準用する。

（匿名加工情報等の安全管理等）

第B条 行政機関は、外部に提供する目的で匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報、匿名加工情報の作成に用いた行政機関等保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前条第四項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条において「匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報等の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、行政機関から匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- 3 匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（提案の募集）

第C条 行政機関は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政

機関が保有している行政機関等個人情報ファイルのうち、次の各号のいずれにも該当するものについて、次条第一項の提案を募集するものとする。

一 第11G条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する行政機関等個人情報ファイル等簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 当該行政機関に対し、当該行政機関等個人情報ファイルを構成する行政機関等保有個人情報記録されている行政文書のこれらの規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関が当該行政文書に記録されている行政機関等保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるものであること。

三 行政機関の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第A条第四項の基準に従い、当該行政機関等個人情報ファイルを構成する行政機関等保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

(匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第D条 前条の規定による募集に応じて行政機関等個人情報ファイルを構成する行政機関等保有個人情報を加工して作成する匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る行政機関等個人情報ファイルの名称

三 提案に係る匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る匿名加工情報の作成に用いる第A条第四項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る匿名加工情報の漏えいの防止その他当該匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第E条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

- 一 未成年者
- 二 心身の故障により前条第一項の提案に係る匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 五 第K条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
(提案の審査等)

第F条 行政機関は、第D条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第D条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 二 第D条第二項第三号の提案に係る匿名加工情報の本人の数が、匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る行政機関等個人情報ファイルを構成する行政機関等保有個人情報の本人の数以下であること。
 - 三 第D条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第A条第四項の基準に適合するものであること。
 - 四 第D条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - 五 第D条第二項第六号の期間が匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
 - 六 第D条第二項第五号の提案に係る匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 行政機関は、前項の規定により審査した結果、第D条第一項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- 一 次条の規定により行政機関との間で匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関は、第一項の規定により審査した結果、第D第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第G条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関との間で、匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(作成された匿名加工情報の概要等の公表)

第H条 行政機関は、前条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者に提供する目的で匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 作成された匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第I条 前条の規定によりその概要が公表された匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該匿名加工情報について第G条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第D条第二項及び第三項、第E条、第F条並びに第G条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、〈…〉とあるのは〈…〉と読み替えるものとする。

(手数料)

第J条 第G条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第G条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第K条 行政機関は、第G条(第I条第二項において準用する場合を含む。)の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第E条各号(第I条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(匿名加工情報の取得等)

第L条 行政機関は、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で、匿名加工情報を取得することができる。

2 行政機関は、匿名加工情報（自ら行政機関等保有個人情報を加工して作成したものを除く。以下この条において同じ。）を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項若しくは第A条第四項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前二項の規定は、行政機関から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（第D条等の提案をしようとする者に対する情報の提供等）

第M条 行政機関は、第D条第一項又は第I条第一項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（独立行政法人等への準用）

第N条 この節の規定は、独立行政法人等における匿名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の上覧に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

--	--	--

Ⅱ－Ⅳ 義務規定及びその例外規定の相違【案】

1. 基本的考え方

1. 個人情報保護法において個人情報取扱事業者が負う義務（個情法第15条から第35条まで）と、行政機関個人情報保護法等において行政機関等が負う義務（行個法第3条から第44条まで等）とでは、義務の対象となる情報の範囲や義務規定の内容、その例外規定の内容等について、様々な相違がある。
2. このような相違の多くは、
 - ① 行政主体（国）の広義の内部関係に当たる公的部門における規律と、行政主体と民間事業者との外部関係に当たる民間部門における規律とでは、求められる規律の内容が自ずから異なると考えられること（以下「内部関係要因」という。）
 - ② 規律の強度についても、公的部門における個人情報保護には、行政機関等が公権力を行使して収集した個人情報を特に厳格に保護すべきとの要請が働くと一般に考えられていること（以下「厳格保護要因」という。）
 によるものであり、そのような相違については、今般の一元化においても存置することが適当ではないか。
3. また、以上の2つの要因が当てはまらない相違であっても、個別にみて合理的な理由の認められる相違は、存置することが適当ではないか。
4. 更に、必ずしも明確な理由の見出せない相違であっても、相違が軽微であり、具体的な支障が生じないと考えられるものについては、制度変更への関係者の対応コストを最小化する観点から、存置することが適当ではないか。

2. 具体的検討

※行政機関等＝行政機関＋独立行政法人等

相違の内容	相違の理由	対応案
ア 個人情報の取得		
①行政機関等は、法令の定める所掌事務・業務に必要な個人情報しか保有できない（行個法第3条第1項等）。	内部関係要因	存置
②行政機関は、個人情報ファイルの保有について総務大臣への事前通知義務を負う（行個法第10条第1項）。	内部関係要因	改正（事前通知の対象を個

		個人情報保護委員会に変更)
③個人情報取扱事業者や独立行政法人等は、個人情報の適正な取得に係る義務を負うが（個情法第17条、独個法5条）、行政機関にはこれに対応する規定はない。	行政機関やその職員については「個人情報を不適正に取得してはならない」との法規範が既に存在するため。	存置
④個人情報取扱事業者は要配慮個人情報の取得を原則禁止されるが（個情法17条2項）、行政機関等にはこれに対応する規定はない。	行政機関等は法令の定める所掌事務・業務に必要な個人情報しか保有できないため。	存置
イ 個人情報の利用		
①行政機関等は相当な理由があれば法令の定める所掌事務・業務の遂行に必要な限度で内部利用が可能（行個法8条2項2号等）。	内部関係要因	存置
②行政機関等は、個人情報ファイルのそれぞれについて利用目的を特定・公表する必要があるが（行個法10条1項3号等）、個人情報取扱事業者は自社の個人情報全体について利用目的を特定・公表すれば足りる（個情法15条1項、18条1項）。	厳格保護要因	存置
③行政機関等が利用目的を変更する場合は変更前の利用目的と「相当の関連性」を有することを要するが（行個法3条3項等）、個人情報取扱事業者の場合は「関連性」で足りる（個情法15条2項）。	厳格保護要因	存置
ウ 個人情報の管理		
①個人情報取扱事業者の場合、正確性の確保や安全管理措置の対象はデータベースに記録された「個人データ」に限られるが（個情法19条、20条）、行政機関等の場合、散在情報を含む「保有個人情報」が対象（行個法5条、6条等）。	厳格保護要因	存置
②行政機関等は個人情報ファイル簿の作成・公表が必要（行個法11条等）。	厳格保護要因	存置
エ 個人情報の提供		
①行政機関等は相当な理由があれば法令の	内部関係要因	存置

定める所掌事務・業務の遂行に必要な限度で他の行政機関等に保有個人情報を提供可能（行個法 8 条 2 項 3 号等）。		
②行政機関等は利用目的の範囲内であれば外部に保有個人情報を提供可能だが（行個法 8 条 1 項等）、個人情報取扱事業者にはこれに対応する規定はない。	個情法では、ひとたび第三者提供が適法に行われれば、提供元は提供先での情報の利用・管理について責任を負わない。これに対し、行個法・独個法では、情報の提供が行われた後も、行政機関等は提供先での情報の利用・管理について一定の責任を負うことが前提とされている（行個法 9 条等参照）。このため、個情法では委託や共同利用として処理されるケースが、行個法・独個法では「目的内提供」として処理される。	存置
③個情法では個人データの委託や共同利用が第三者提供の例外とされているが（個情法 2 3 条 5 項 1 号・3 号）、行個法等にはこれに対応する規定はない。	上に同じ。	存置
④行政機関等は専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供可能（行個法 8 条 2 項 4 号等）。	学術研究目的の提供は学術研究に係る適用除外（個情法 7 6 条 1 項 3 号）に対応。統計作成目的の提供は部分的には国等の事務への協力に係る例外（個情法 2 3 条 1 項 4 号）に対応するが、それ以外のケースもあり得るため、個人情報取扱事業者の第三者提供に対しても同様の例外を認めることが適当。	改正（個情法にも統計作成目的の例外を追加）
⑤行政機関等は明らかに本人の利益になるときその他特別の理由があるときは保有個人情報を提供可能（行個法 8 条 2 号 4 号等）。	行個法等の左規定は個情法 2 3 条 1 項 2 号等の例外事由を概括的に記載したものと理解することができ、実質的な相違は軽微。	存置
オ 個人情報の開示、訂正及び利用停止		
①行個法等における本人開示等に係る規定が散在情報を含む「保有個人情報」を対象としているのに対し、個情法の規定はデータベースに記録された「保有個人データ」が対象。	行個法等における本人開示が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有するため。	存置
②行個法等における本人開示等に係る規定は、個情法の規定に比べて、具体的な手続を詳細に規定。	行政機関等による開示決定等は行政処分としての性格を有するため。	存置

以上

1. 現行法の規律

1. 現行の行政機関個人情報保護法等は、行政機関等における個人情報の取扱いについての監視権限を、原則として、所管大臣である総務大臣に付与しているが、行政機関非識別加工情報（独立行政法人等については独立行政法人等非識別加工情報。以下同じ。）の取扱いについては、個人情報保護委員会に監視権限を付与している。
2. これは、行政機関非識別加工情報が官から民へと流通する性質のものであることから、個人情報保護委員会がその取扱いを官民横断的に監視・監督することが適当であると考えられたためである。
3. その結果、総務大臣は、行政機関等における行政機関非識別加工情報以外の個人情報の取扱いについて、
 - ① 法の施行状況について報告を求める権限
 - ② 資料の提出及び説明を求める権限（独立行政法人等を除く）
 - ③ 意見を述べる権限を有しているのに対し（行個法第49条から第51条まで等）、個人情報保護委員会は、行政機関等における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、
 - ① 法の施行状況について報告を求める権限
 - ② 資料の提出及び説明を求め、その職員に実地調査をさせる権限
 - ③ 指導及び助言を行う権限
 - ④ 勧告を行う権限を有している（行個法第51条の4から第51条の7まで等）。
4. 個人情報保護委員会の上記権限は、基本的に、個人情報保護委員会が民間事業者に対して有する監督権限（報告及び立入検査、指導及び助言、勧告及び命令）と同様の内容を規定しようとしたものであるが、その対象が対等の立場にある他の行政機関であることから、他の制度との均衡を踏まえ、
 - 罰則による担保のある立入検査を罰則による担保のない実地調査とし
 - 違反に対して罰則が科される命令については規定しないこととされたものである。
5. なお、会計検査院については、その憲法上の地位に鑑み、法の施行状況を把握するための報告（上記①及び①）を除き、総務大臣及び個人情報保護委員会による上記の監視権限は及ばないこととされている（行個法第10条第1項柱書かつこ書参照）。

2. 改正の方向性

1. 今般の個人情報保護法制の一元化は、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報及び匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築しようとするものであるから、一元化後は、行政機関等における個人情報等の取扱い全般についての監視権限を個人情報保護委員会に付与することが適当ではないか。
2. 具体的には、現行法において個人情報保護委員会が行政機関非識別加工情報の取扱いについて有する上記①～④の監視権限を、行政機関等における個人情報等の取扱い全般を対象としたものに拡張することとしてはどうか。
3. また、現行法は、独立行政法人等の自律性（主務大臣以外の機関の権限を設けることへの謙抑性）に配慮し、総務大臣の資料提出要求等権限（上記②）の対象から独立行政法人等を除外しているが、このような要請は、独立規制機関である個人情報保護委員会による監視には妥当しないと考えられることから、一元化後は、独立行政法人等に対しても、個人情報保護委員会の資料提出要求等権限を及ぼすことが適当ではないか。
4. なお、独立行政法人等のうち、今般、一部の独立行政法人等（「特定独立行政法人等（仮称）」）について、原則として民間の個人情報取扱事業者等と同様の規律を適用すべきと整理するならば、一たびこれらに対する規律を民間の個人情報取扱事業者等と同様の行政の外部関係と捉えることとした以上は、監視・監督についても原則として民間の個人情報取扱事業者等と区別せず、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者等に対して有する一般の監督権限（報告及び立入検査、指導及び助言、勧告及び命令）に服せしめることが適当ではないか。

以 上

Ⅲ－Ⅱ 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い【案】
(情報公開・個人情報保護審査会のあり方)

1. 現行法の規律

1. 現行法は、本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対して行政機関等（の長）が行う決定（以下「開示決定等」という。）を行政処分と位置付け、行政不服審査法に基づく審査請求の対象としている（独立行政法人について独個法第42条第1項参照）。
2. 審査請求先は当該開示決定等を行った各行政機関等であるが、各行政機関等は、裁決に先立ち、原則として、総務省に置かれた情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされている（行個法第43条第1項等）。情報公開・個人情報保護審査会の答申に拘束力はないが、裁決を行う行政機関等が答申を尊重することにより、
 - ① 裁決の客観性・公正性の向上
 - ② 開示決定等の判断基準の政府内における事実上の統一
 - ③ 情報公開法に基づく開示請求に対する判断との整合性の確保といった効果が生じるものと期待されている。
3. ただし、審査請求先が会計検査院長である場合は、会計検査院の憲法上の地位に鑑み、会計検査院に置かれた会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（会計検査院法第19条の2）に諮問することとされている。

2. 改正の方向性

1. 今般の個人情報保護法制の一元化は、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを一元的に監視・監督する体制を構築しようとするものである。
2. このような今般改正の趣旨からは、一元化後は、個人情報保護委員会は、民間事業者との関係だけでなく、国の行政機関や独立行政法人等との関係でも、個別の個人情報の取扱いについて、独立規制機関としての立場で、その当否（義務違反の有無）を判断する立場にあると整理する必要があるのではないかと。
3. この点、仮に、従来の公的部門における個人情報保護法制の運用において、情報公開法制等の運用を踏襲し、法の一般的な解釈の提示や全般的な実施傾向の把握にとどまる運用が行われてきたとすれば（すなわち、行政機関等によ

る個別の個人情報の取扱いの当否には立ち入らない運用が行われてきたとすれば)、一元化後は、更に踏み込んだ運用が求められているのではないか。

4. 本人からの開示請求等に対して適正に対応することは、保有個人情報を目的外に利用しないことや漏えい等の生じないように適切に管理することと並ぶ行政機関等の義務であるから、一元化後は、行政機関等の個別の開示決定等の当否についても、独立規制機関である個人情報保護委員会の判断が及ぶものと整理する必要があるのではないか。

5. このような整理を制度上最も直截に実現するとすれば、一元化後は、個人情報保護委員会を開示決定等に係る審査請求の一元的な裁決機関と位置付けることとなるのではないか(国家公務員への不利益処分について、人事院が一元的な裁決機関と位置付けられていることと類似)。

6. しかしながら、このような形での制度改正には、

① 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを完全に分離することとなり、相互に関連する両法の間での解釈の整合性が失われるおそれがある

② 平成17年以来、情報公開・個人情報保護審査会において行われてきた不服審査との連続性が断たれることとなり、これまで蓄積されてきた知見が引き継がれないおそれがある

といった問題があり、今般の一元化の機に採るべき方策としては、必ずしも適当ではないのではないか。

7. そこで、

○ 一元化後も、現行の情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持することとしつつ、

○ 行政機関等の個別の開示決定等の当否についても、個人情報保護委員会の判断が及ぶようにするため、

個人情報保護委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告を行い得ることとしてはどうか。

8. この場合において、個人情報保護委員会による上記勧告は、情報公開・個人情報保護審査会における審議内容を踏まえ行われる必要があることから、審議状況を必要な範囲で個人情報保護委員会と共有するための仕組みを検討することとしてはどうか。

以上